

新型コロナウイルスを巡る 国内外の雇用対策



世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス。各国政府は、感染拡大を防ごうと人の動きを制限し、少なくない国で一定の収束が図られつつある。他方、再流行の可能性が否めないなか、経済の悪化に伴う雇用不安への対応が求められてきている。諸外国および国内の動向をレポートする。

<今号の主な内容>

- | | | |
|---------------|---|--------------------------------------|
| 各国レポート | アメリカ | 新型コロナウイルスの感染拡大に対応する雇用維持・生活支援策 |
| | イギリス | 雇用主への賃金助成で雇用維持へ |
| | ドイツ | 「操業短縮手当の要件緩和」や「個人事業主・零細企業への給付金支援」を実施 |
| | フランス | 既存の部分的失業制度や健康保険の特別措置で対応 |
| 資料 | 新型コロナウイルス感染症に関する緊急雇用・社会政策的対応
——国民と企業に対する新たな支援策（OECD分析 2020年3月20日） | |
| 国内の動き | 新型コロナウイルスへの雇用面への対応
雇用調整助成金の抜本拡充や中小企業労働者への新型コロナウイルス感染症対応休業支援金創設を決定——厚労省第2次補正予算
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた労使の対応
【取材】新型コロナウイルス感染症が各業界におよぼす影響と労使の取り組み | |

〈各国レポート〉

米英独仏の新型コロナ対策の動向

調査部 海外情報担当

感染の世界的拡大と長期化に伴い、各国の経済状況は逼迫してきており、すでにリーマンショック時を超える兆候も見え始め、未曾有の事態になるとの見方もある。各国政府はこうした事態に鑑み、医療インフラを支える直接の感染拡大防止策に注力する一方で、大規模な緊急経済対策パッケージを打ち出している。以下に紹介する英米独仏の4カ国は、いずれも雇用・労働市場を支える政策に着手しているが、ドイツ、フランスとも、政策の柱は、従来から存在した従業員の雇用を維持する事業主に対して賃金の一部を補填する政策であり、これらの給付要件を緩和もしくは水準を引き上げるという対策を講じて対応しようとしている。一方、こうした雇用維持政策が従来存在しなかったアメリカ、イギリスにおいても、今次の対策として、同様の政策を導入する動きがあり、こうした傾向は特徴的な動きとして注目されよう。

なお、英米独仏の対策の概要を紹介後、参考として、諸外国の緊急的な雇用・社会政策を網羅的にまとめたOECDの資料「新型コロナウイルス感染症に関する緊急雇用・社会政策的対応——国民と企業に対する新たな支援策 (Supporting people and companies to deal with the COVID-19 virus: Options for an immediate employment and social-policy response)」の和訳（仮訳）も紹介する。



<レポート> アメリカ

新型コロナウイルスの感染拡大に対応する雇用維持・生活支援策

連邦議会は2020年3月、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退の影響を緩和するため、「コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法案 (The Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security (CARES) Act)」(以下「CARES法」という)を可決し、トランプ大統領が3月27日に同法案に署名した。CARES法は総額2兆ドルを超える予算を計上し、雇用維持のための中小企業向け融資(3,770億ドル)、失業保険給付の拡充(2,680億ドル)、個人・世帯向け現金給付(2,930億ドル)などの経済刺激策を盛り込んでいる。米国の新型コロナウイルス対策について、雇用維持・生活支援策を中心に紹介する。

1. 事業者支援

(1) 雇用維持のための中小企業向け融資

CARES法は、雇用維持のための中小企業向け融資を行う「給与保護プログラム (Paycheck Protection

Program, PPP)」に3,490億ドルの予算を計上した。この融資プログラムは中小企業庁 (SBA) によって運営され、中小企業が融資を活用して最大8週間、従業員の給与支払いやその他の特定費用を賄うことができるよう支援することを目的としている。

対象は、非営利団体、退役軍人組織、個人事業主、自営業者および独立請負業者を含め、グループ全体の従業員数が500人以下の企業等である。宿泊・飲食業の場合、この基準を満たしていなくとも、1事業所の従業員数が500人未満の場合、適用対象となる。ただし、(2)の「従業員雇用継続税額控除」の適用を受けている雇用主は利用できない。

雇用主は、最大1,000万ドルの融資を、給与、有給病気休暇、保険料、家賃、公共料金、住宅ローン利息の支払いなどに充てることができる。雇用主が従業員の雇用を維持または迅速に再雇用し、給与水準を維持する場合は、融資開始から8週間以内に支払った給与およびその他特定費用分の返済が100%免除される。

CARES法はまた、新型コロナウイルスの感染拡大により一時的な損失を経験している企業を救済するため、「経済的損失災害融資 (Economic Injury Disaster Loan、EIDL)」(注1)に100億ドルの予算を計上した。この融資プログラムも中小企業庁 (SBA) が運営し、従業員500人未満の企業 (個人事業主、自営業者、独立請負業者を含む) またはSBAの小規模事業者の基準を満たす企業、民間非営利組織、退役軍人組織を対象としている。

対象企業等はEIDLを通じて、新型コロナウイルスにより発生した経済的損失を軽減するため、最大200万ドルまでの資金を低利子で借り入れることができる。EIDLの申請者は同時に、1週間程度で振り込まれる1万ドルの助成金 (EIDL Grant) を申請することができ、EIDLの申請が下りない場合もこの助成金を返還する必要はない。EIDLの用途は給与、保険料、家賃、光熱費、既存債務の利息支払いのほか、運転資金としても利用可能である。

これらのプログラムは、4月の申請受付開始当初から申し込みが殺到して予算が枯渇する恐れが出たため、受付を一時停止した。連邦議会における共和党と民主党の話し合いの結果、当該予算をPPPは3,100億ドル、EDILは600億ドル (うち100億ドルはEDIL Grant分)、それぞれ増額する法案が4月23日に可決され、トランプ大統領が4月24日に署名した。

しかし、EIDLプログラムについては、予算が枯渇した時点で既に数多くの申請を受け付けていたため、中小企業庁 (SBA) は、融資と助成金の対象を農業および関連産業に限定してプログラムを再開した。

(2) 従業員雇用継続税額控除

CARES法は、企業が従業員の給与を維持し、できるだけ早く事業活動に戻れるよう支援することを目的とした「従業員雇用継続税額控除 (Employee Retention Credit)」を盛り込んでいる。この還付可能な税額控除は、新型コロナウイルスによって事業に経済的な影響を受けた雇用主が支払った、従業員1人当たり最大1万ドルの賃金の50%に適用される。免税団体を含め、規模に関係なく全ての雇用主が利用できるが、州・地方政府および関連機関、「給与保護プログラム」の融資を受けている中小企業は除外される。

対象となる雇用主は、①2020年に新型コロナウイ

ルスの感染拡大により、事業が政府の命令によって完全または部分的に停止された場合、②収入が2019年同期の50%未満となった場合——のいずれかに該当する必要がある。収入が2019年同期の80%を超えると、その四半期終了後に資格を喪失する。

税額控除の金額は、2020年3月13日から12月31日までの間に支払われた給与 (従業員1人当たり1万ドルが上限) の50%である。これは賃金に限定されず、医療保険の雇用主負担分も含まれる。

賃金は、2019年の企業の平均従業員数 (グループベース) に基づき算定される。2019年の平均従業員数が100人以下の企業の場合、税額控除は働いているかどうかに関係なく、全ての従業員に支払われた賃金が対象となる。従業員がフルタイムで働き、フルタイムの賃金が支払われた場合でも、雇用主は税額控除を受けることができる。2019年の平均従業員数が100人を超える企業の場合、税額控除は該当する四半期中に勤務しなかった従業員に支払われた賃金のみが対象となる(注2)。雇用主は、従業員の賃金から源泉徴収する所得税として必要な金額を減額することにより、ただちに税額控除の払い戻しを受けることができる。

(3) 短期所得補償プログラム

短期所得補償 (Short-Time Compensation、STC) は、経済活動の減少による労働者への悪影響を緩和し、経済需要が回復した時に、労働者の雇用を以前の水準に戻すことを目的としたプログラムである。ワークシェアリング (work-sharing) またはシェアードワーク (shared work) とも呼ばれ、失業保険制度の一環として、連邦のガイドラインに基づき、各州が運営している。STCプログラムでは、経済活動の停滞によって仕事量が減少した雇用主が、一部の従業員を解雇する代わりに従業員の労働時間を短縮し、当該従業員は失った賃金の代わりに失業補償給付を受け取ることができる。STCプログラムに基づく給付を受給するためには、雇用主が州の労働局に申請書を提出し、州によって承認されたSTC計画を実施する必要がある。失業補償給付の金額は、完全に失業している場合に受け取る失業給付金を、比例配分した金額である。例えば、通常1週間に40時間勤務する従業員が解雇され、完全に失業した場合、1週間に270ドルの失業補償給付を受け取ることができるとする。雇用

主がこの従業員の労働時間を8時間（20％）削減するSTC計画を州の労働局に提出し、計画が承認された場合、当該従業員は雇用主から受け取る32時間分の賃金に加えて、54ドルの失業補償給付（270ドルの20％）を受け取ることができる。雇用主は申請に際し、STCプログラムがなければ発生すると想定される解雇者数の見積もりを提出しなければならない。

現在、27の州が連邦のガイドラインを満たすSTCプログラムを法律で定めている。

CARES法は、STCプログラムがある州において一時的に、STC給付の支払いに必要な予算の100％を連邦政府が負担するよう規定した。また、STCプログラムを持たない州が一時的に連邦のSTCプログラムを運営するために連邦労働長官と協定を結ぶことができることとした。CARES法は、連邦政府がSTCプログラムの実施と管理に関して各州を支援するため1億ドルの助成金を提供するとともに、技術支援と指導を提供すると規定している。

2. 労働者支援

（1）有給病気休暇および拡大家族・医療休暇

トランプ大統領が2020年3月18日に署名した「家族第一コロナウイルス対応法（Families First Coronavirus Response Act、FFCRA）」は、2020年4月1日から12月31日までの間、従業員500人未満の企業および政府機関の雇用主は、新型コロナウイルスに関連する特定の理由により、「緊急家族医療休暇（有給病気休暇および拡大家族・医療休暇）」（1日または部分的な休暇）を従業員に付与しなければならないと規定している。

雇用主は、従業員が以下の事由に該当する場合、当該従業員に最長2週間（フルタイム従業員は80時間、パートタイム従業員は2週間に働いた平均時間）の有給病気休暇（paid sick leave）を付与しなければならない。

- ①新型コロナウイルス関連で行政や医師から隔離を要請されている場合
- ②新型コロナウイルスに関連する自己検疫について医療機関から助言を受けている場合
- ③新型コロナウイルスと疑われる症状があり医療判断を求めている場合

④新型コロナウイルス関連で行政や医師から隔離を要請されている家族を世話する必要があるが働けない場合

⑤新型コロナウイルスに関連する理由で学校・託児施設が閉鎖されているか利用できない18歳以下の子どもを世話する必要があるが働けない場合

⑥米国保健福祉省長官が指定した理由と実質的に同様の状態を経験している場合

給与の支給率は、①、②および③の場合は通常給与の100％（上限：1日511ドル、総額5,110ドル）、④、⑤および⑥の場合は通常給与の3分の2（上限：1日200ドル、総額2,000ドル）である。

雇用主はまた、雇用期間30日以上従業員が、⑤の有給病気休暇を2週間取得した後も、新型コロナウイルスに関連する理由で学校・託児施設が閉鎖されているか利用できない18歳以下の子どもを世話する必要があるが働けない場合、当該従業員に最長10週間の拡大家族・医療休暇（paid expanded family and medical leave）を追加的に付与しなければならない。給与の支給率は通常給与の3分の2（上限：1日200ドル、総額1万ドル）である。ただし、従業員50人未満の中小企業は、学校・託児施設の閉鎖に基づく休暇の要件が事業の実行可能性を危険にさらす場合、この休暇付与の免除を受けることができる。

なお、家族第一コロナウイルス対応法（FFCRA）に基づき、新型コロナウイルスに関連する特定の理由で中小企業の雇用主が従業員に有給病気休暇および拡大家族・医療休暇を付与する費用は、税額控除により雇用主に還付される。

（2）失業保険給付の拡充

米国の失業保険制度^{（注3）}は、連邦失業税法（Federal Unemployment Tax Act）が定める一定の要件に基づき、各州が独自の失業保険プログラムを運営している。連邦法を最低のガイドラインとしながら、各州法が定める給付基準に従って、給付の対象者、給付期間、給付額が決められている。

「家族第一コロナウイルス対応法（FFCRA）」は、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、州の失業保険の財源を拡大するとともに、州が失業保険に関する法律や政策を一時的に変更することを許可した。求職活動義務の緩和や待機期間の廃止、職場での感染

や公衆衛生担当者から隔離または検疫の指示を受けた場合など、新型コロナウイルスの影響を直接受けた労働者の失業保険の受給要件を緩和する方策を示している。

CARES法は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた失業者に対する失業保険給付の内容を拡充する三つのプログラムを導入した。

第1は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で働き続けることができない自営業者、フリーランサー、独立請負業者、パートタイム労働者等を対象に、失業保険給付の資格を一時的に拡大する「パンデミック失業支援 (Pandemic Unemployment Assistance、PUA)」プログラムである。通常は失業保険の受給資格がないこれらの労働者は、このプログラムの受給資格を得るために、新型コロナウイルスに関連する事情により失業や部分的失業をしたこと、就労できないまたは就労可能性がない状況でなければ、就労能力を有し、勤務可能であることを証明しなければならない。PUAプログラムは、2020年1月27日から2020年12月31日までの間実施され、対象者は最長39週間まで給付を受けることができる。PUAの給付額は州によって異なり、州の失業保険法の規定に従って算定される週の給付額に基づいて計算される。

第2は、失業保険給付の受給期間を満了した者を対象とする「パンデミック緊急失業補償 (Pandemic Emergency Unemployment Compensation、PEUC)」プログラムである。失業保険給付の受給期間満了者が就労能力を有し、勤務可能であり、積極的に仕事を求めている場合、さらに最長13週間の給付を受けることができる。新型コロナウイルスの影響(病气、検疫、移動の制限など)により求職者が仕事を見つけることが困難な場合、州は積極的な求職活動に関するPEUCの資格要件を、柔軟に適用する必要がある。PEUCの給付費用は100%連邦政府の財源で賄われる。

PEUCプログラムの最長13週間の受給期間が満了した場合、引き続き、PUAプログラムに基づく給付を受ける資格がある。通常は失業保険及びPEUCの受給期間が39週間未満で満了した場合、39週間に達するまでの残りの週について、PUAに基づく給付を受けることができる。

第3は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている人々の失業給付を増額するための「連邦パンデミッ

ク失業補償(Federal Pandemic Unemployment Compensation、FPUC)」プログラムである。FPUCプログラムに基づき、特定の失業保険の受給者は、2020年7月31日まで毎週一律600ドルの追加的な給付を受けることができる。通常の失業保険給付受給者のほか、PUAに基づく給付を受けているフリーランサー、独立請負業者、ギグワーカーや失業保険の受給期間が満了しPEUCに基づく給付を受けている人々にも適用される。

3. 個人・世帯支援

(1) 現金給付

CARES法に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済的影響を緩和するため、米国の個人や世帯に対して、大人1人当たり最大1,200ドル、子ども1人当たり500ドル、4人家族の場合は最大3,400ドルの現金が給付される。年間収入が、個人は7万5,000ドル、世帯主は11万2,500ドル、共同申告者は15万ドルを超えると現金給付の額は徐々に減額され、個人は9万9,000ドル、世帯主は13万6,500ドル、共同申告者は19万8,000ドルを超えると給付額はゼロになる。

対象者は、大人は米国居住者かつ納税者、子どもは納税者の扶養子女、17歳未満の米国市民または居住者であり、社会保障番号(SSN)を持っていることが要件となる。

支給方法は、2019年または2018年の個人税務申告額をもとに支給額が決定され、前払い支給される。これらの給付は直接預金口座へ支給または小切手で支払われる。財務省は、個人が銀行口座情報をオンラインで内国歳入庁(IRS)に提供できるように、ウェブベースのポータルを立ち上げている。これにより、個人は郵送の小切手ではなく即座に預金口座に支払いを受けることができる。

[注]

- 1 中小企業庁(SBA)の経済的損失災害融資(EIDL)は新型コロナウイルスが蔓延する以前から存在し、特定の宣言された災害に遭遇した中小企業や民間非営利組織に財政的支援を提供するプログラムである。今回、CARES法により、新型コロナウイルスの影響に苦しむ中小企業等が融資を受けやすいようプログラムが拡張され、給与支払いを対象とする返済不要の前払いの助成金(1万ドル)が導入された。
- 2 企業や会社の閉鎖により影響を受けた自宅待機や一時解雇の従業員への賃金、時短勤務で支払われている賃金、減給されている賃金などに限定される。
- 3 米国の失業保険制度については、労働政策研究・研修機構(2016)「米国の失業保険制度」(<https://www.jil.go.jp/foreign/report/2016/pdf/0601.pdf>)を参照。



<レポート> イギリス

雇用主への賃金助成で雇用維持へ

コロナウイルスの感染者の急速な拡大を受けて、経済や雇用への深刻な影響が懸念されており、政府は企業に対する支援策のほか、雇用維持を目的とした労働者の賃金助成、さらに自営業者に対する所得補償など、かつての不況時には実施されてこなかった新たな施策を相次いで打ち出している。

1. 休業中の労働者の賃金を8割助成

コロナウイルス対策の柱は当初、企業の資金調達支援にあった。3月上旬の2020年度予算案において示された一連の対策では、事業に支障が生じた中小企業を対象とする政府保証付き貸付制度の導入(注1)や、影響が大きいとみられる業種に対するビジネス税の減免など(注2)が打ち出された。一方、労働者への支援としては、感染等による休業に対する既存の法定傷病手当(雇用主負担、定額)の前倒しでの適用(注3)や、中小企業(250人以下規模)について同手当の支給費用を2週間分補助するといった内容に留まった。また、傷病手当の適用を受けられない自営業者や低賃金層(注4)が休業する場合には、適用可能な社会保障給付(注5)があればこれを速やかに支給するため、手続きの簡素化を図るとしていた。このほか、生活困難者に対する支援として、低所得層向け給付の支給額の増額や、住宅給付の引き上げなどの社会保障給付の拡大策に、70億ポンドを投じるといった方針が示された(注6)。

しかし、感染拡大などの状況の深刻化が急速に進むにつれ、企業業績や雇用に少なからず影響をおよぼす可能性が懸念され、雇用維持に向けたさらなる支援を要請する声が、企業や労使団体、シンクタンク、あるいは与野党議員などから強まった。これを受けて、政府は企業支援策の大幅な拡充(注7)の発表と前後して、新たに「コロナウイルス雇用維持スキーム」を実施する方針を打ち出した。雇用主が、従業員(または労働者)を一時帰休(furlough)にして雇用を継続する場合に、月2,500ポンドを上限として賃金の8割を助成するもので、スキームの導入を発表した財相によれば、イギリスでは初めての賃金助成の実施となる(注8)。

当初は、3月1日から3カ月間を対象としていたが、4月に決定した外出制限の延長に合わせて、6月末まで延長された。スキームへの申請受付は4月20日に開始されている。

雇用維持スキーム(Coronavirus Job Retention Scheme)の概要

- 支給額の算定方法
 - 一時帰休期間における賃金の8割を、月額2,500ポンドを上限として雇用主に支給。対象となる賃金は、通常支払われる賃金のほか、時間外労働など。最低賃金水準の労働者についても8割を適用。
- 支給方法
 - 一歳入関税庁のオンラインサービスを通じて雇用主が申請。支給資格があると判断された場合は、雇用主の銀行口座に支給される。申請から6日間での支給を予定。
 - 一雇用主は、支給される全額を従業員に対して金銭で支払わなければならない。また管理費等の名目による減額を従業員との間で新たに取り決めてはならない。
 - 一なお、助成部分に係る社会保険料(国民保険料)の雇用主負担分、および企業年金に関する雇用主補助(法定の自動加入年金の保険料まで)についても免除される(国により還付される)。
- 補償の範囲
 - 一対象雇用主は、オンラインの源泉徴収サービス上で従業員を登録のうえ、支払いの実績があり、かつ国内の銀行に口座を有する者(企業、非営利、人材企業、公的機関など従業員を雇用する全ての形態の組織に適用)。
 - 一対象労働者は、3月19日*までにオンラインシステムを通じて給与支払いの対象であった全ての被用者(employee-フルタイム、パートタイム、派遣労働者(派遣元に直接雇用されている場合))、また被用者ではないが源泉徴収により報酬を支払った労働者(worker)で、コロナウイルスの影響により一時帰休の状態にある者。一時帰休は3週間以上の休業を指す。従業員はこの間、雇用主や関連の企業のために役務を提供してはならない。休業中の訓練の受講、あるいはボランティアは可能。
 - 一対象期間: 3月1日より4カ月間。
 - 一複数就業者の場合、雇用主毎の適用(上限額を含む)。

*当初の2月28日から延長された。

2. 自営業者の収入減にも支援策を導入

労働者の賃金助成に次いで、自営業者に対する「自営業者所得補助スキーム」についても、導入の方針が示された。自営業による収入が全体の50%を上回る者について、過去3年間の収入額の年平均から月当たりの収入額を算出のうえ、その8割を3カ月間支給するもの(労働者と同様、月2,500ポンドが上限)。所管する歳入関税庁が、運用のためのシステムを作成のうえ、6月初めには支給が開始される予定だ(注9)。なお、同スキームの導入に併せて、自営業者に対する従来の課税方法を見直し、労働者と同等の所得税や国民保険料の料率を適用するとの方針が、財相より示されている。

自営業者所得補助スキーム（Self-employment Income Support Scheme）の概要

- 支給額の算定方法
 ー過去3年間（16～18年度）の自営業からの収入額から年当たりの平均収入を算出、これを基に月当たりの収入額を算定、その8割を支給（月額2,500ポンドが上限）。対象期間は3カ月間。なお、必要に応じて対象期間の延長があり得る。
- 補償の範囲
 ー対象は、自営業からの収入が全体の半分超を占め、かつ収入が5万ポンド未満の者。要件として、2018年度に確定申告（income tax self assessment）の実績があり、19年度に事業を行っており、申請時にも事業を行っているかコロナがなければ行っていたはずで、20年度にも事業を継続する意向があり、コロナの影響で事業上の損失が生じた者。ただし、任意の者が自主的に申請するスキームではなく、歳入関税庁が把握する納税状況に基づいて対象候補者に連絡、申請内容により可否を判定。
- 支給方法
 ー対象候補者には、歳入関税庁が5月半ばまでに連絡の予定。申請はオンラインで行われる。支給開始時期は6月を予定。

3. 賃金助成は緊急避難的

財相も述べるとおり、イギリスではこれまで、雇用維持を目的とした賃金助成はほぼ実施されてこなかった。労働力の需給の変動は、賃金や労働時間の調整、あるいは労働移動などを通じて吸収されてきた側面が強く、例えば先の金融危機に伴う雇用悪化に際しても、政府は失業者支援の拡充を図る一方で、労使などが求めた賃金助成策には消極的な姿勢を示していた（注10）。それだけに、今回の雇用維持スキームの導入は、経済や雇用への影響をめぐる政府の大きな危機感の表れと見ることもできる（注11）。ただし、現在の状況は政府が企業活動等を直接制限し、その結果として企業に損失や雇用維持の困難が生じていること、また賃金助成がそうした制限の遵守へのインセンティブとして機能し得ることも、通常の不況時とは異なる対応に踏み切れることを後押しする材料になった可能性がある。

また政府は、現在の状況が比較的短期で終息するとの想定に立っており（注12）、各種スキームは、この間の企業活動や雇用への影響を最小限に抑えるための、あくまで緊急避難的な措置として導入されたとみられる。他国より相対的に高いとされる助成率（8割）の設定や、あるいは自営業者に対する所得補償スキームの導入も、同様の前提に基づく措置と推測される。政府のガイダンスには、スキーム終了後に従業員を復帰させるか、あるいは雇用契約を打ち切るかは、雇用主の判断による、との記述が見られ（注13）、スキームによって維持された雇用の継続を求めるものではない、との立場を明確にしている。

他国で先行していた同種の施策も、政策手法の選択に影響をおよぼしたとみられる。現地メディアによれ

ば、雇用維持スキームの導入に先立って、政府と労使団体等の間で議論が行われたが、その際、労使からは直近の事例としてデンマークの対応策（雇用主の雇用維持に対して、賃金の75%を3カ月間支給）の導入が要請されたという。

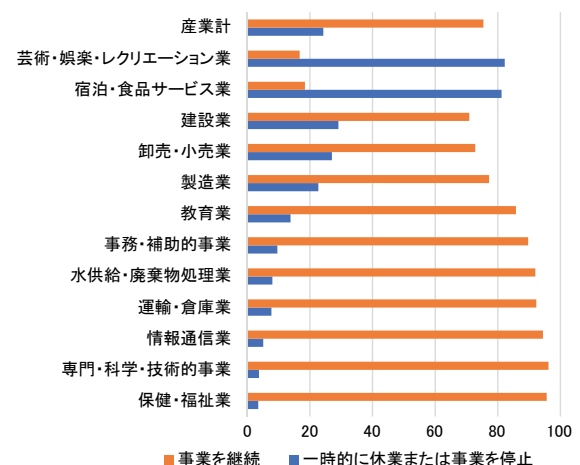
4. 一時帰休等の対応は業種によって多様

EU諸国に比して出遅れた感はあるものの、3月下旬の急激な感染者の増加を受けて、政府の対応策にも厳格化が図られ、警察、医療、教育など「必要不可欠な業務」の従事者以外の外出自粛や学校の原則閉鎖、店舗等の休業、多人数の集会の中止などが相次いで報告されている。

一連の措置の経済や雇用への影響は、公式統計ではまだ把握されていないが、広範な部門における経済活動の停止により、当面の経済の縮小は不可避とみられている。政府に経済財政見通しを提供する予算責任局（Office for Budget Responsibility）の予測によれば、第2四半期のGDP成長率はマイナス35%となり、失業者は210万人増加して340万人に、また失業率は一時的に10%に達する。通年でも、GDP成長率は12.8%のマイナス成長となるが、2021年には反動で17.9%と大幅なプラス成長に転じた後、1%強の緩やかな成長が持続すると予測している（注14）。

一部の調査結果などからは、断片的な状況を窺うことができる。例えば、情報サービス企業IHS Markitが公表した4月のサービス業活動指数は、調査開始以降でも記録的な低水準となった前月をさらに大幅に下

図 業種別企業等の休業・事業継続の状況（%）



資料出所：Office for National Statistics “Coronavirus and the economic impacts on the UK”

回って下落しており、また製造業についても同様に記録的な悪化が報告されている(注15)。

この間の企業の動向に関する統計局の調査(注16)によれば、全体では24.3%の企業が一時的な休業状態にある。ただし、業種によるばらつきが大きく、芸術・娯楽・レクリエーション業(82.2%)や宿泊・食品サービス業(81.2%)などで8割を上回る一方、他の業種では概ね1~3割に留まっている(図)。また、業務を継続している企業のうち、通常に比べて売り上げが相当程度減少したとの回答比率は、宿泊・食品サービス業(86.8%)を筆頭に、保健・福祉業(73.6%)や運輸・倉庫業(71.2%)、建設業(70.8%)などで高かった。

従業員の一時帰休等の状況も、業種によって大きく異なる(表)。事業を継続していた企業の従業員に占める一時帰休者の割合は、全体では14%だが、宿泊・食品サービス業や建設業で3~4割、事務・補助的事業で25%、運輸・倉庫業で24%などとなっており、需要の変動に応じた人員調整が行われていることが推測される。一方で、教育業や情報通信業では、事業継続の有無を問わず、全般的に一時帰休者の比率が低い傾向にある。また、回答企業の大半が、解雇以外の手段によって需要の減少に対応している状況が窺える。

ただし、経済活動の停止による影響は、低賃金層を中心として急速に拡大しているとみられる。給付制度を所管する雇用年金省が4月に公表した、3月以降の日ごとの低所得層向け給付(ユニバーサル・クレジット)申請者数によれば、新規申請者が3月半ば以降の2週間で急激に増加して、月前半の9倍近くの規模(123万件)に達している(3月全体では139万件)。庶民院図書館のレポート(注17)はこれについて、申請者は必ずしも失業者ではなく、また実際に受給者となるかは審査結果にもよるものの、この数値の推移は失業者の拡大を示唆している、と分析している。

ただし、経済活動の停止による影響は、低賃金層を中心として急速に拡大しているとみられる。給付制度を所管する雇用年金省が4月に公表した、3月以降の日ごとの低所得層向け給付(ユニバーサル・クレジット)申請者数によれば、新規申請者が3月半ば以降の2週間で急激に増加して、月前半の9倍近くの規模(123万件)に達している(3月全体では139万件)。庶民院図書館のレポート(注17)はこれについて、申請者は必ずしも失業者ではなく、また実際に受給者となるかは審査結果にもよるものの、この数値の推移は失業者の拡大を示唆している、と分析している。

[注]

- 1 貸付額の8割を政府保証とするもの。当初案では上限額は120万ポンドであったが、後に拡充された(後述)。
- 2 小売店舗や飲食店、小規模企業等に対するビジネス税(商業用資産に対する課税)を減免、税収損失分を自治体に補填。このほか、付加価値税

表 一時帰休、解雇、就業継続、その他(病休含む)の就業者の割合

	事業を継続している企業				一時的に事業を停止している企業			
	一時帰休	解雇	就業継続	その他(病休・自主隔離含む)	一時帰休	解雇	就業継続	その他(病休・自主隔離含む)
製造業	14%	0%	75%	10%	84%	0%	N/A	16%
水供給・廃棄物処理業	9%	0%	79%	12%	81%	0%	N/A	19%
建設業	32%	0%	61%	7%	82%	0%	N/A	18%
卸売・小売業	12%	0%	75%	13%	68%	0%	N/A	32%
宿泊・食品サービス業	40%	0%	52%	8%	87%	1%	N/A	12%
運輸・倉庫業	24%	1%	67%	8%	60%	0%	N/A	40%
情報通信業	6%	0%	86%	7%	24%	3%	N/A	73%
専門・科学・技術的事業	9%	0%	85%	6%	67%	0%	N/A	33%
事務・補助的事業	25%	0%	66%	9%	86%	1%	N/A	13%
教育業	3%	0%	88%	8%	13%	0%	N/A	87%
保健・福祉業	11%	0%	74%	15%	90%	0%	N/A	10%
芸術・娯楽・レクリエーション業	22%	0%	50%	27%	76%	1%	N/A	24%
産業計	14%	0%	76%	10%	78%	0%	N/A	22%

資料出所: Office for National Statistics "Coronavirus, the UK economy and society, faster indicators: 23 April 2020"

の納付期限の延期、所得税(自己申告)の納付期限の延期など。

- 3 通常は休業4日目以降の適用のところ、初日から。
- 4 法定傷病手当の適用には、国民保険の加入下限額相当の賃金水準(2020年度で週120ポンド以上)であることが要件となる。
- 5 財相は、ユニバーサル・クレジットと雇用・生活補助手当を挙げている。うち、ユニバーサル・クレジットは、低賃金、失業、就労困難等による低所得者層を対象とした従来の給付制度を統合するもの。所定の収入額を下回る低賃金層または失業者が要件を満たす場合、支給対象となる。ただし、申請から支給までには5週間以上を要する。また、雇用・生活補助手当は、健康上の理由で就業困難となった者に対する給付制度で、拠出制。
- 6 社会保障給付(ユニバーサル・クレジットおよび税額控除)の次年度中、週20ポンドの増額、賃貸住宅居住者に対する住宅関連給付の引き上げなど。これ以外に、経済的に不利な人々・世帯に対するカウンスル税の免除等のための基金として、5億ポンドが予算措置されている。
- 7 政府保証付き貸し付けの予算を3,300億ポンドに拡大、上限額を500万ポンドに引き上げ、12カ月間は無利子など。さらに4月下旬には、より少額だが全額を政府保証とするスキームも導入されている。
- 8 実際には、1970年代の不況期に、雇用維持を目的とするTemporary Employment Subsidy schemeが実施されているが、これは10人以上の解雇が見込まれる企業に対して、定額の助成(労働者1人当たり週20ポンド)を12カ月にわたって行ったもの。
- 9 ただし、歳入関税庁が把握する納税データから、受給資格があると判断された者にコンタクトするとしており、任意の個人からの申請は受け付けない。
- 10 貸付金などの労働者支援を求める労使の提案に対して、政府は企業による不正利用(本来不要な解雇を理由に助成を得ようとする等)を防止しにくいことや、整理されるべき生産性の低い仕事が温存される可能性があること、また実施に要するコストなどを理由に挙げている。
- 11 財相は、「平時においてこのような経済的な戦いに直面したことは、いまだかつてない」と述べている。
- 12 例えば、予算案公表に際しての財相のスピーチを参照。
- 13 解雇する場合には、スキームによる助成を整理解雇手当に充ててはならない、とされている。
- 14 なお予算責任局は、雇用維持スキームに要する予算規模について420億ポンド(3割の労働者が対象になる想定、ただし対象期間3カ月時点の予測)、中小企業に対する法定傷病手当の補助は20億ポンドと試算している。また、自営業者所得補償スキームについては、100億ポンドとの外部シンクタンク(Institute of Fiscal Studies及びResolution Foundation)の試算結果を引用している。
- 15 "IHS Markit/CIPS Flash UK Composite PMI"による。前月からの変化に関する複合指標(生産高や雇用、価格など複数の項目に関する企業からの回答を集計するもので、50が前月と同等)で、サービス業活動指数は3月の34.5から4月には12.3に、また製造業PMI(購買担当者指数)は同47.8から32.9に、それぞれ低下している。
- 16 Business Impact of Coronavirus Survey。3月23日~4月5日にかけて実施、6,150社が回答。
- 17 House of Commons Library "Coronavirus: Latest economic data" (23 April 2020)

【参考資料】

Gov.uk、UK Parliament、Office for National Statistics、IHS Markit ほか各ウェブサイト



<レポート> ドイツ

「操業短縮手当の要件緩和」や「個人事業主・零細企業への給付金支援」を実施

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う労働市場や経済全体への影響を緩和するため、政府は3月10日、雇用支援策の柱となる「操業短縮手当（Kurzarbeitergeld）」の申請要件緩和を閣議決定し、いち早く支援に乗り出した。

その後、3月23日には、総額7,500億ユーロという巨額の包括支援パッケージを閣議決定したが、そのなかで衆目を集めたのは、フリーランスも含めた「個人事業主・零細企業に対する給付金制度」の創設である。政策決定過程において「給付」か「融資」か揺れたが、最終的には返済不要の給付金とされた。

また、低賃金労働者や仕事を失った自営業に対する救済の要となっている「失業手当Ⅱの受給手続きの簡素化」も早い段階で実施された。

本稿は、「操業短縮手当の要件緩和」、「個人事業主・零細企業に対する給付金」「失業手当Ⅱの受給手続きの簡素化」に焦点を当てて紹介する。新型コロナ対策には他にも、ドイツ復興金融公庫（KfW）による企業向けの融資、事業主を対象とした減税、免税等があるが、ここでは割愛する。

1. 操業短縮手当の要件緩和

（1）操業短縮手当制度とは

操業短縮手当は、日本の「雇用調整助成金」のモデルともなった制度で、失業の抑制や企業内の技能維持に一定の効果があるとされる。操短手当を利用して熟練従業員を解雇せずに短時間労働に移行することで、熟練者の保有する技能を社内に留めることができるからである。そうすることで景気が回復して増産する場合に、新たに採用して教育する手間と費用が省けるうえ、即座に以前と同質の製品が生産できるという利点がある。このような効果が見込まれる操短手当は、景気後退等による操業短縮に伴って従業員を休業（部分休業を含む）させた場合に、従業員の賃金減少分の

60%（子がいる場合は67%）を連邦雇用エージェンシー（BA）が助成する制度である。主な財源は社会保険料（労使折半）で、支給期間は原則12カ月までだが、省令によって最長24カ月まで延長が可能である（注1）。

支給の決定に際し、①経済的理由等のやむを得ない事由による操業短縮で、それを防ぐための様々な対策がすでに講じられていること、②操業短縮に伴う休業が一時的なもので、助成期間中に再びフルタイム労働への移行が見込まれること、③操業短縮について関係者の合意があること、④事前に公共職業安定機関への届け出があること、⑤事業所内の3分の1以上の従業員について10%以上の所定内賃金の減少があること等が要件となっている。

操短手当の制度自体は1969年に創設されたものだが、2008年秋以降の世界的な経済危機に対応するため時限措置で期間延長（最長24カ月まで延長）や対象者の拡大（正規だけでなく派遣労働者等にも拡大）が図られた。

当該制度の活用と、従来から普及していた「フレックス」や「労働時間口座（労働者が残業をした場合に、その残業時間を銀行口座のように貯めておき、後日休暇などで相殺する制度で、労働者全体の約6割に普及）」等の柔軟な労働時間を併用することで、ドイツは世界経済危機の時に大量の失業者を出さず、他国に先駆けて景気が回復したため、当時のEUやOECDから「雇用の奇跡」と称されて、注目を集めた。

（2）いち早く、申請要件を緩和

新型コロナウイルスの影響で操業短縮を余儀なくされた企業や労働者を支援し、大量失業を抑制するため、他の政策に先んじて、操業短縮手当の申請要件が緩和された（2020年12月31日までの時限措置）。3月1日の操業短縮分から遡及支給が可能で、主管省庁は、連邦労働社会省と連邦雇用エージェンシーである。財源は、労使負担の社会保険料だが、不足分は連邦政府が別途負担する。

○緩和の概要

- ・通常は、収入が10%以上減少した従業員の割合が「3分の1」に達した場合に操業短縮手当を申請できるが、その割合を「10分の1（10%）」に引き下げた。
- ・「労働時間口座」を導入している事業所で、従来は、企業が操業短縮手当を申請する場合、対象となる労働者の労働時間口座をゼロもしくはマイナスにするよう法律で規定されているが、今回は、労働時間口座をマイナスにすることなく、操業短縮手当を受給できることとした。
- ・受給対象を拡大し、派遣労働者等も操業短縮手当を受給できるようにした。
- ・操業短縮によって収入が基礎保障の額を下回る労働者は、失業手当Ⅱを申請することができ、給付手続きが大幅に簡素化された（「3. 失業手当Ⅱの受給手続きの簡素化」で詳述）。

（3）届け出件数が急増

2020年4月26日の時点で、75万1,000件の申請が寄せられており、全労働者の約3分の1に相当する計1,010万人の従業員が対象とされている。必ずしも、申請全てが操業短縮手当の対象となるとは限らないが、世界金融危機の時に2009年の1年間で、計330万人の従業員を対象とした申請があったことと比較すると、今回の新型コロナウイルス禍の影響の大きさが分かる（注2）。また、届け出企業はほぼ全ての業種にわたっており、これは主に製造業へのダメージが大きかった2008～2009年の金融危機の際と大きく異なっている。今回特に届け出が多いのは、宿泊・飲食業、小売業等である（注3）。

なお、操業短縮手当を扱う行政担当者は、初期段階で800人から4,500人に大幅に増員された。その後さらに1万8,000人が相談業務に従事する等、担当省庁はいち早く新型コロナに特化した人員体制を敷いて対応している（注4）。

（4）補填率の引き上げをめぐる議論

ハンスベックラー財団経済社会研究所（WSI）が欧州15カ国を対象に、類似の賃金補填制度を調査したところ、アイルランド、デンマーク、オランダ、ノルウエーの4カ国は補填率が100%で、オーストリア、イギリス、イタリア、スイスでは同80%、スペイン、ベルギー、フランスでは同70%となっており、ドイツの60%（子がいる場合は67%）の補填率は、調査対象国の中で最低水準だった（注5）。

なお、ドイツの場合、労働協約等によって、操業短縮手当の他に、雇用主による独自の賃金補填（注6）が

あるが、今回新型コロナウイルスの影響で深刻な打撃を受けたホテルやレストランなどの対人サービスは、雇用主による賃金補償を規定した労働協約が締結されていなかったり、低賃金労働者も多い。このような労働者の救済のため、操業短縮手当の補填率を引き上げるべきだとWSIは指摘している。隣国オーストリアの例を挙げ、新型コロナウイルスの危機が収束するまでの間、同国のように操業短縮手当を一律最低80%、低賃金労働者に対しては90%に引き上げるべきだと提唱している。連立政府でも操業短縮手当の引き上げに向けた動きがあり、連立パートナーである社会民主党（SPD）は月額賃金が3,000ユーロ未満の労働者に対し、操業短縮手当を80%（子がいる場合は87%）に引き上げることを検討している（注7）。

（5）手当の受給と株主配当の妥当性

操業短縮手当の利用を表明している企業には、ルフトハンザ航空、自動車メーカーのフォルクスワーゲン、BMW、自動車部品のコンチネンタル、化学メーカーのBASF等の著名な大企業も入っている。

そのなかには、国による巨額の助成金を受け取る一方で、株主に対して多額の配当金を支払おうとしている企業もある。例えばフォルクスワーゲンは、約8万人の従業員を操業短縮の対象としながら、昨年の利益に基づいて33億ユーロの配当金を株主に支払おうとしており、BASFも同様に30億ユーロの配当金を支払う計画である。

他方で、ドイツ復興金融公庫（KfW）による融資を受給している期間中、企業は配当金を支払うことはできないと規定されている。アディダスはその規定に従って24億ユーロの融資を受けている。

いずれの企業も合法であるが、操業短縮手当の影響の大きさや国の助成総額の大きさも相まって、株主配当の妥当性に関する議論が行われている（注8）。

2. 個人事業主・零細企業に対する給付金

新型コロナウイルスの危機によって経済的に困難な状況にある個人事業主や零細企業を対象とした緊急支援策として、国の予算から最大500億ユーロが給付金として支出される。

従業員を持たない個人事業者及び従業員5人までの零細企業に対しては、3カ月分の一括給付として最大

9,000ユーロが支給され、従業員10人までの企業に対しては、3カ月分の一括給付として最大1万5,000ユーロが支払われる。なお、上述の個人事業主や零細企業を対象とした支援策は、芸術家やフリーランスとして活動するクリエイターにも適用され(注9)、新たに創設されたなかで最も注目を集めた支援策である。

所管は、連邦経済エネルギー省で、申請は州や自治体に対して可能な限り電子媒体で行う。なお、可及的速やかな支援を行うために、通常の審査を簡略化してオンラインによる申請と給付までの時間を短くしたところ、各地で偽サイト等のオンラインによる詐欺が発生し、一時申請が停止するほどの多額の損失が発生し、大きな問題となった(注10)。

○対象者・支給額（給付は1回限り）

- －5人までの従業員がいる事業主：3カ月で最大9,000ユーロ
- －10人までの従業員がいる事業主：3カ月で最大1万5,000ユーロ

○支給算定方法

- －算定の際は、他のコロナ支援手当も考慮される。来年の所得税・法人税算定の際、この支援給付は収入とみなされる。

○申請条件

- －コロナ危機の影響で経済的に困難な状況にあること
- －2020年3月以前に経済的に困難な状態になかったこと
- －損失発生が2020年3月11日以降であること

3. 失業手当Ⅱの受給手続きの簡素化

ドイツの失業保険制度は、大きく分けて「失業手当Ⅰ（ALGⅠ）」と「失業手当Ⅱ（ALGⅡ）」の二つがある。失業手当Ⅰは日本でいうところの通常の失業手当であり、失業手当Ⅱは、就労可能で生活に困窮している者であって、自己資金がわずか、もしくは全く持たない就労可能者に対して、最低生活水準を保障するために必要な給付を行うことを目的とした生活扶助としての役割が強い(注11)。財源は、連邦政府の一般財源（税金）および地方自治体の一般財源（税金）で、主管省庁は、連邦雇用エージェンシー／連邦労働社会省、地方自治体／州政府である。

新型コロナウイルスの影響を受けて、操業短縮によって収入が基礎保障額(注12)を下回る低賃金労働者や、減収・経済損失を被っている自営業者は、失業手当Ⅱを申請することができる。その際に、できる限り迅速な給付を行うため、通常行われている資産の査定は省略し、住居費や暖房費の認定を柔軟化（実費を支給）するなど手続きの大幅な簡素化が行われた(注13、14)。

○手続きの簡素化

- －失業手当Ⅱを申請する場合、2020年3月1日から6月30日までの期間は受給手続きが簡素化される。また今後6カ月間は、私的財産を開示したり、経済損失を財産で補填したりする必要はない。

○給付内容

- －生計費（食事や衣類等）および賃料。住居費と暖房費は、失業手当Ⅱの受給開始から6カ月間は実費を支給。

○申請条件

- －受給開始から6カ月経過した時点で、はじめて生活困窮度調査（資産査定などを含む）を行う。

おわりに

以上、新型コロナウイルスに関する雇用政策の支柱である「1. 操業短縮手当の要件緩和」と、新たに創設された「2. 個人事業主・零細企業に対する給付金」、低賃金労働者や仕事を失った自営業者の救済の要である「3. 失業手当Ⅱの受給手続きの簡素化」について紹介した。

ドイツは、従来からアメリカ等に代表される「資本主義経済」とは異なる「社会的市場経済（Soziale Marktwirtschaft）」による発展を標榜している。「社会的市場経済」というのは、自由競争や経済的効率性を重視しつつ、社会福祉的進展を同時に目指す経済発展モデルのことである。ドイツの著名な経済・社会学者であったアルフレート・ミュラー＝アルマックが、1950年代に提唱したのが起源とされる。政府介入を最小限にし、市場原理に委ねるアングロサクソン型の資本主義経済モデルとは一線を画し、政府が一定の規制や安全網を設けたうえで、企業の自由競争を促し、労働者への搾取や格差拡大を防止し、社会福祉国家を目指す。この経済発展モデルは、今日でもドイツ政府の報告書等で多用されており、各種の政策立案の根幹を成す概念となっている。

このような政策理念のなかで、今回の新型コロナウイルスに関する対策では、「連帯（社会的結束）」というスローガンと、行政機関やメルケル首相をはじめとする閣僚らが国民に寄り添うメッセージを前面に打ち出しながら、様々な対策に取り組んできた。その結果、4月16日の時点で、新型コロナウイルス感染拡大における対応は、国民から高く評価され、メルケル首相率いる連立政権の支持率は約3年ぶりの高水準に上昇している。具体的には、与党のキリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）の支持率は38%で、2週間前か

ら3ポイント上昇した。これは前回の総選挙直前の2017年8月以来最高の数値である。社会民主党（SPD）の支持率も17%となり、1ポイント上昇した(注15)。

現在、連立政権は、新たな追加の包括パッケージの策定を準備しており、早ければ5月上旬に閣議決定して、法案を議会に提出する予定である(注16)。

[注]

- 1 <https://www.bmas.de/DE/Themen/Arbeitsmarkt/Arbeitsfoerderung/kug.html>
- 2 <https://www.arbeitsagentur.de/presse/2020-27-der-arbeitsmarkt-im-april-2020>
- 3 <https://www.bmas.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2020/arbeitsmarktzahlen-maerz-2020.html;jsessionid=24E04698C430223107238FAA1192A350>
- 4 <https://www.bmas.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/pressemitteilungen.html;jsessionid=BAB5B6DF818D28C26AACBE8F58DDD892>
- 5 <https://www.boeckler.de/de/boeckler-impuls.htm>
- 6 例えば、金属・電気産業（バーデン＝ヴュルテンベルク州）80.5～97%、フォルクスワーゲン社78～95%、化学産業90%、ドイツテレコム85%、ドイツ鉄道Deutsche Bahn AG 80%となっている。
- 7 https://www.focus.de/finanzen/news/vorbild-oesterreich-laendervergleich-zeigt-deutschland-ist-in-europa-schlusslicht-beim-kurzarbeitergeld_id_11840450.html
脱稿後、操業短縮によって、通常労働時間が50%以上減少した労働者を対象に、操業短縮手当の補填率を引き上げる閣議決定がなされた。支給開始から3カ月間は従来通り減少分の賃金の60%（子がいる場合67%）の補填率だが、4カ月目から同70%（子がいる場合77%）、7カ月目か

- ら同80%（87%）に引き上げられる（2020年末までの時限措置）。
<https://www.bmas.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2020/sozialschutzpaket-ii-weitere-hilfen-fuer-arbeitnehmer.html>
 8 <https://www.dw.com/en/german-companies-take-coronavirus-state-aid-yet-still-plan-on-paying-billions-in-dividends/a-53195567>
 9 <https://japan.diplo.de/ja-ja/aktuelles/-/2332894>
 10 <https://www.thenews.com.pk/print/642092-german-state-halts-corona-aid-payments-over-fake-websites>
 11 「失業手当Ⅱ」は、通常の失業保険手当である「失業手当Ⅰ」の受給期間を満了しても再就職できず、経済的に困窮している者などに支給される。長期失業者の受給が多いが、短時間働きの不足分の上乗せ給付を受給する者もある。なお、「失業手当Ⅱ」という名称が紛らわしいが、対象は「求職者」であって「失業者」ではない。よって失業登録は給付要件ではない。
 12 失業手当Ⅱの単身受給者の標準給付月額は、月額432ユーロである（2020年）。
 13 2020年3月末に成立した法律「社会保護パッケージ」（das Sozialschutzpaket）に規定されている。
 14 <https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/coronavirus/info-unternehmen-selbststaendige-1735010>
 15 <https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-germany-politics-idJPKBN21Z0MH>
 16 <https://www.tagesschau.de/inland/corona-gesetzespaket-101.html>
<https://www.br.de/nachrichten/deutschland-welt/koalition-plant-naechstes-anti-corona-gesetzespaket,Rwlme4c>

【参考資料】

政府サイト（Bundesregierung Bundesrat, BMAS, Bundesagentur für Arbeit, Bundesgesundheitsministerium, BMWi, BMJV）ほか。

JILPT BOOKs

好評発売中！

データブック 国際労働比較 2019

A5判 346頁 2019年11月20日刊行 ISBN978-4-538-49054-0

『データブック国際労働比較』は、労働に関する各種統計指標及び統計数値を理解する上で参考となる制度を、国際比較が可能な資料集として編集・作成したものです。

- | | | |
|----|-----------------|-------------------|
| 目次 | 1. 経済・経営 | 6. 労働時間・労働時間制度 |
| | 2. 人口・労働力人口 | 7. 労働組合・労使関係・労働災害 |
| | 3. 就業構造 | 8. 教育・職業能力開発 |
| | 4. 失業・失業保険・雇用調整 | 9. 勤労者生活・福祉 |
| | 5. 賃金・労働費用 | |



定価：1,500円＋税

◆お求めは書店（インターネット書店）、または当機構までお申込みください。

独立行政法人 労働政策研究・研修機構（JILPT）成果普及課 〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

TEL: 03-5903-6263 FAX: 03-5903-6115 当機構へのお申込みは Web または FAX で承ります。 <https://www.jil.go.jp>





<レポート> フランス

既存の部分的失業制度や健康保険の特別措置で対応

はじめに

新型コロナウイルス感染拡大に対する政府による総額450億ユーロの緊急経済支援（第1次補正予算）法案が3月23日に国会で可決された。その1カ月後の4月23日には感染のさらなる拡大に対応するため、支援額を1,100億ユーロに増額する第2次補正予算に関する法案が可決された。本稿では、フランスにおける新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急支援措置の特徴について、企業経営の支援や雇用維持策、休業補償等に関するものを中心に紹介する。

まず、緊急支援策の主な内容と支援額を示す。3月17日に発表された第1次補正予算の主な支援策の内訳は以下のとおりである（注1）。

- ・部分的失業制度(chômage partiel)に関する予算、85億ユーロ
- ・租税・社会保険料の納付期限延期および税額控除の前倒し支給などからなる企業の資金繰り支援措置（社会保障拠出）、320億ユーロ
- ・零細企業・独立自営業者を対象とする支援（連帯基金）（注2）、20億ユーロ

4月23日に国会で成立した第2次補正予算による主な追加の支援策の内訳は以下のとおりである（注3）。

- ・大企業を対象とする支援、200億ユーロ
- ・中堅企業を対象とする支援、10億ユーロ
- ・中小企業を対象とする特別融資、5億ユーロ
- ・零細企業・独立自営業者を対象とする連帯基金の予算、70億ユーロ
- ・租税・社会保険料の納付期限延期および税額控除の前倒し支給などからなる企業の資金繰り支援措置、500億ユーロ
- ・経済的打撃が特に大きい部門（外食、宿泊、イベント等）を対象とする社会保険料等の減免のための予算、7億5,000万ユーロ
- ・医療関連の対策予算（医療設備の購入、医療スタッフへの特別手当等の支給など）、80億ユーロ
- ・低所得世帯向けの援助金の支給に関する予算、約10億ユーロ
- ・部分的失業制度に関する予算、240億ユーロ（85億ユーロから増額）

1. 企業に対する融資及び財政支援策

（1）融資

第1次補正予算において、企業向けの銀行融資のサポートを目的として、最大で3,000億ユーロの貸付保証制度の導入を決定した（注4）。

企業規模や形態に関わらず、全ての企業は、資金繰りを確保するために取引先銀行に対して、政府の保証付き融資の申請が可能となる。この措置は、2020年12月31日までの期間を予定とする特別措置である。この融資の上限は、2019年の売上月額の3カ月分、または2019年1月1日以降に設立された企業の場合は、人件費の2年分相当額となっている。融資の返済期限は最長で5年、割賦返済が可能となっており、初年度は返済義務がないというものである。

金融機関や不動産運用専門会社（土地や建物を所有し、その運用のみを事業とする法人）は、この融資の対象外となる。また、支払期限の義務を順守せず、取引先への支払が滞っているなど新型コロナ禍以前から経営状態が悪化している企業も融資を受けることができない。

さらに、この融資を受けた大企業（注5）には条件が課され、2020年に株主への配当を実施しないことや2020年に自社株買いを行わないことを誓約しなければならない。

（2）公的機関の仲介による問題解決

企業支援策として政府保証の特別融資の他に、公的機関による事業運営上の問題を解決するための方策が示されている。借入金の返済や繰延に関する金融機関との交渉が行き詰まった企業は、フランス中央銀行（Banque de France）の仲介を求めることが可能となっている。また、顧客や取引先との間で係争が生じた企業は、経済・財務省を通じた仲介を受けることも可能であるほか、商工会議所などに情報提供や支援を求めることもできることが政府の対策として明示さ

れている(注6)。

(3) 助成金支給等財政支援

第1次補正予算において、零細企業や独立自営業者などを対象とする支援策として、連帯基金向けの20億ユーロが計上された。

この支援は、零細企業や独立自営業者を対象とするものであり、従業員数10人以下で、年間の売上高が100万ユーロ未満かつ課税対象の利益が6万ユーロ未満であること、今回の新型コロナ禍で営業が禁止されることになった事業者が、2020年3月の売り上げが前年同月比で50%以上減少した場合に、最大で1,500ユーロの助成金を3月分として支給されるというものである。この対象事業には、営業禁止になりテイクアウトや配達などによる営業を継続している事業主も含まれる。4月分についても、営業が禁止されている企業や前年4月の売上高または前年の月額平均売上高と比べて50%以上落ち込んだ事業主を対象として、最大で1,500ユーロの助成金が支給される。実際の支給は、5月1日以降となり、申請は税務署のウェブサイトで行うことができ、租税・社会保険料の賦課はない。また、事業運営が極めて困難な状態にある企業を対象として、審査のうえ、4月15日以降、2,000ユーロから5,000ユーロの追加支援手当が支給されることになった(注7)。

2. 雇用維持策

雇用維持のための対策として、既存の部分的失業制度の特別措置を設けた。フランスでは、旧来から企業が経営困難に陥り事業活動の縮小または一時停止を余儀なくされた場合、雇用を維持するための補償として休業手当の一部を助成する制度がある。これは日本の雇用調整助成金制度に相当するもので、休業を余儀なくされる従業員に対して、額面で通常の70%の賃金、租税・社会保険料の差し引き後の手取り額で約84%の賃金を休業手当として支払うことで、その支払い分が助成されるというものである(注8)。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、部分的失業制度の特別措置を設け、2020年3月以降は実質的には企業の負担なしで、70%の賃金相当額の手当が、この制度を利用して従業員を休ませた企業に支払われるようになった(注9)。通常の制度では事前に申請する

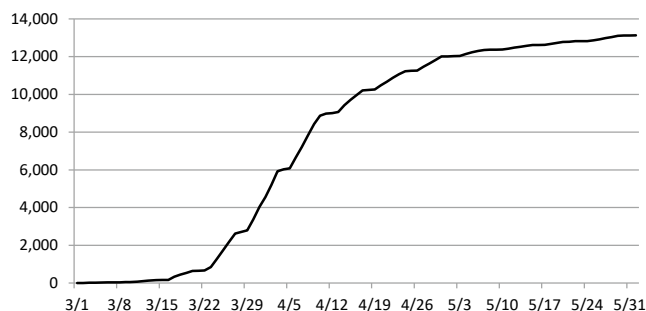
必要があるが、3月16日以降は特別措置として30日分までは遡って行うことが可能となった。受給申請の手続きは、労働省のウェブサイト上でできるようになっている。

第1次補正予算として、部分的失業制度のための予算85億ユーロを計上し、制度の申請手続きの簡素化および強化による企業の雇用維持支援を打ち出した。さらに、部分的失業の適用対象期間を満了した企業に対しては、全国雇用基金(FNE)による職業訓練制度の活用を可能とする特別措置を決定した。

部分的失業制度の申請件数は、3月9日時点で企業数が900社、従業員数では1万5,000人であったが、1次補正予算の決定に際して、申請の条件の緩和や支給可否の判断期間を短縮する措置を実施したこともあり、補正予算閣議決定直後の3月19日の時点で2万6,000社(従業員数56万人)に達した。当初予算の85億ユーロは2カ月間の拠出額として計上したもののだが、この時点で必要な費用は17億ユーロと試算され、予算増額の必要性が指摘されていた。4月9日の時点では、690万人(62万8,000社)に達し、民間部門で就労する雇用労働者の3割程度に相当する人数となった。2次補正予算案の検討段階の4月16日現在、870万人(73万2,000社)となっており、部分的失業制度向け予算を85億ユーロから240億ユーロへ増額することを決定した(注10)。

3月1日から6月1日までの間に申請された部分的失業者の数は、1,313万人にのぼっている(図)。4月末までの申請者は1,201万人であったが、実際に受給した労働者数は約860万人であり、万が一に備えて多めに申請していた分が3割程度あったと推計されている(注11)。

図 部分的失業申請数 (3月1日～6月1日までの累計)
(単位：千人)



資料出所：労働省調査・研究・統計推進局発表資料より作成。

3. 休業補償

16 全国の託児所から大学に至る教育施設を3月16日より閉鎖とする措置が取られることになり、子どもが通う学校が休校になり、就業できなくなる親を対象とする施策が必要となった。企業に対しては、被用者が雇用主にテレワーク等の申し出をした場合、積極的に認めるように促す措置をとっているが、テレワークによる業務遂行が困難な場合や、独立自営業者や個人事業主（travailleurs indépendants、auto-entrepreneurs）が子どもの休校によって休業しなければならない場合、国民健康保険（Assurance maladie）に加入していれば休業補償が受けられる特別措置をとっている（注12）。16歳以下の子どもあるいは18歳未満の障害のある子を養育する独立自営業者が対象となり、専門的な職業（professions libérales、例えば、会計士、弁護士、建築家など士業とそれに類する職業）は対象から除外されている。通常の給付であれば最低年収や社会保障への拠出期間等、資格要件があるが、新型コロナウイルスを事由とする申請にはこうした条件がないとされている。国民健康保険基金（Caisse nationale d'assurance maladie (Cnam)）に休業手続きの申請を行うことによって手当を受給することができる（注13）。

この健康保険制度の特別措置による休業補償は、5月1日付で部分的失業制度に切り替えられる予定である（労働省、4月17日発表）。4月17日から下院で審議中の補正予算法案に盛り込まれた措置に基づく移行であるが、この切り替えによって受給者の大幅な収入の目減りを回避することができる。国民健康保険に基づく休業補償は、4月20日現在、170万人が利用しており、手取り給与の90%に相当する手当を受給している（注14）。給付は一定期間経過すると支給額が減額される規定になっているが、特例措置として4月30日までは支給額が据え置かれることになっている。特例措置期間の満了に伴って部分的失業制度に移行する形となる。

4. 租税・社会保険料・公共料金等に関する特別措置

租税や社会保険料、公共料金等の納付期限延期や税額控除の前倒し支給の特別措置として、第1次補正予

算では、社会保障拠出320億ユーロが計上されたが、第2次補正予算で500億ユーロに増額された。また、打撃が特に大きい部門（外食、宿泊、イベント等）を対象として、社会保険料等の減免措置を決定した。この予算規模は7億5,000万ユーロに上ると見られている。

（1）社会保険料の支払い延期

2020年3月15日以降に納付期限が来る社会保険料の一部または全てを、最長で3カ月遅らせることが可能となった。労働者負担分および使用者負担分の両方に対する措置である。この措置による支払い遅延に対しては、割増保険料などの罰則の適用は除外される。

雇用主が社会保険料の納付の延期を申請する場合、4月5日までに、社会保障および家族手当に関する保険料徴収連盟（URSSAF）のウェブサイト上などで手続きすることが可能である（注15）。3月15日に社会保険料の支払期日となった従業員数50人以下の企業では、既に38万社がこの支払期日の延期を申請した。その総額は30億ユーロに上り、同日に支払期日であった90億ユーロの3分の1に相当する額となった（注16）。

独立自営業者（travailleurs indépendants、ただし個人事業主（auto-entrepreneurs）（注17）を除く）に関しては、3月20日と4月5日に社会保険料の支払い期日を迎えることになっていたが、その徴収は実施されないことになった。

（2）法人税等の納付期限の延期および納付済の場合の還付

事業主に対して課税される法人税および人件費に課せられる租税の納付が延期できる措置が盛り込まれている。既に3月分の租税が納付済みの場合は、還付を請求することも可能である。また、独立自営業者は、



納税を最長で3カ月間延期することや、納税額を調整することが可能となった。これらの手続きは、政府の納税ウェブサイトで行うことが可能である(注18)。

(3) 公共料金や家賃の支払いの延期

小規模企業が一定の条件を満たした場合に公共料金や家賃の支払いの延期を可能とする措置も盛り込まれている。対象となるのは国および地方圏が拠出する連帯基金による助成金を受けることのできる小規模企業(1.(3)参照)であり、従業員数10人以下の企業で、コロナ禍のため営業が禁止されている企業、あるいは2020年3月の売り上げが前年同月比で50%以上減少した企業である。

新型コロナ禍のため営業が禁止されたカフェやレストランなどでは、この公共料金及び家賃の支払い延期が自動的に認められる。

5. その他の支援

第2次補正予算に盛り込まれた医療関連の対策は80億ユーロが計上されており、医療装備の購入、傷病手当、医療スタッフへの特別手当等の支給等に充てられる。医療スタッフへの特別手当は、新型コロナ禍が特に厳しかった地方の勤務者を対象として1,500ユーロ(手取り額)を支給、それ以外の地方では500ユーロの手当を支給するというもので、残業手当には50%の割増が適用となる。

低所得世帯向けの援助金の支給として、約10億ユーロが計上されている。生活保障手当のRSA(revenu de solidarité active: 積極的連帯手当) およびASS(allocation de solidarité spécifique: 特別連帯手当)の受給世帯には1世帯当たり150ユーロ、子どもがいる場合1人当たり100ユーロが5月15日に支給される予定である。住宅補助手当の受給世帯を対象として100ユーロを支給する措置も盛り込まれている(注19)。

6. 受給申請プロセスにおけるICTの利活用等

コロナ禍対応の特別措置として、ICTを通じた申請を可能とする措置がとられている。

部分的失業の申請は、電子申請を受け付けているほか、給付決定の期間が短縮されている。通常の場合、事前申請の必要があるうえに給付決定は15日以内に

雇用主に通知される、としているところ、新型コロナウイルス感染拡大による申請など例外的なケースでは、遡及して申請することが可能であることに加え、給付決定は2日以内に雇用主に通知される(注20)。

申請手続きの他にも、フランスでは部分的失業制度の申請手続きをする過程で、企業内委員会である社会経済委員会(従業員規模50人以上の企業に設置義務)に諮り、労使合意を得る手続きが必要となるが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、社会経済委員会の会議、交渉、合意をテレビ会議、音声会議で実施することを可能とする措置をとっているほか、団体交渉や労使合意の署名を電子手続きで実施することを可能としている(注21)。

休業補償の項目において説明した16歳未満の子を持つ親が在宅勤務等を選択できない場合の健康保険制度による補償の申請は、国民健康保険基金に休業を申請することになるが、「téléservice」(オンライン)による申請が可能となっている(注22)。通常の場合、待機期間が2日とされているところ、新型コロナウイルス感染拡大による申請など例外的なケースでは、待機期間を設けていない。

7. 第3次補正予算案

6月10日に閣議決定が予定されている第3次補正予算では、5月11日の外出制限解除では営業再開が認められていない宿泊業や外食業を対象として、納付の延期が認められた社会保険料を減免する措置のほか、重要産業部門(自動車、航空機など)向けの支援、観光部門(ホテル、レストラン、スポーツ、文化イベントなど)やテクノロジー部門、建設部門などへの支援が盛り込まれる予定である。このほか、不動産取引の低迷によって関連税収の減少が懸念される地方自治体(市町村および県)に対する緊急支援が計上される予定である。

[注]

1 Détail des mesures de soutien mises en place pour les salariés et les entreprises face à la crise du COVID-19, Intervention de Bruno Le Maire, ministre de l'Economie et des Finances, Bercy, Mardi 17 mars 2020.
https://minefi.hosting.augure.com/Augure_Minefi/r/ContenuEnLigne/Download?id=6E53133E-549B-4F70-A016-71780B43B0A9&filename=Compte-rendu%20Conseil%20des%20ministres%20-%20Pr%C3%A9sentation%20du%20deuxi%C3%A8me%20PLFR.pdf

2 連帯基金(fonds de solidarité)は、これまでも地方財政における

財政力格差を是正するための財政均衡策を実施する目的で設立されてきた。今回のコロナ禍に際して、起業家・商店主・手工業者を対象とする連帯基金が地域圏や大企業からの拠出を募る形で設立された。

- 3 Vie-publique ウェブサイト (Loi du 25 avril 2020 de finances rectificative pour 2020) 参照。
<https://www.vie-publique.fr/loi/274104-2e-loi-de-finances-rectificative-2020-budget-de-crise-covid-19>
- 4 経済・財務省 ウェブサイト (Coronavirus COVID-19 : Les mesures de soutien aux entreprises) 参照。
<https://www.economie.gouv.fr/coronavirus-soutien-entreprises>
- 5 従業員数5,000人以上または売上高が15億ユーロ以上の企業など。
- 6 経済・財務省 ウェブサイト (Coronavirus COVID-19 : Les mesures de soutien aux entreprises, 6. Médiation du crédit pour le rééchelonnement des crédits bancaires) 参照。
<https://www.economie.gouv.fr/coronavirus-soutien-entreprises#>
- 7 経済・財務省 ウェブサイト (Fonds de solidarité pour les TPE, indépendants et micro-entrepreneurs : une aide pouvant aller jusqu'à 1 500 €) 参照。
<https://www.economie.gouv.fr/covid19-soutien-entreprises/fonds-de-solidarite-pour-les-tpe-independants-et-micro>
- 8 この額は、最低でも1時間当たり8.03ユーロでなければならず、この制度を利用した企業に対して、休業させた従業員1人1時間当たり7.74ユーロ（従業員数250人以下の企業の場合）、または7.23ユーロ（従業員数251人以上の企業の場合）の助成金が支給されるというものである（政府公共サービスサイトおよび社会保障および家族手当に関する保険料徴収連盟 (URSSAF) ウェブサイト参照）。
<https://www.service-public.fr/professionnels-entreprises/vosdroits/F592>
<https://www.urssaf.fr/portail/home/employeur/reduire-ou-cesser-lactivite/lactivite-partielle.html>
- 9 ただし、月額賃金6,927ユーロ（法定最低賃金SMICの4.5倍相当額）を上限とする。なお、SMIC水準の従業員には補償金が100%支払われ、同額の手当が企業に支給される。
- 10 Coronavirus: 900 entreprises ont déposé un dossier de chômage partiel, La Tribune, 9 mars 2020, 上院のウェブサイト (Séance du 19 mars 2020 (compte rendu intégral des débats)), Coronavirus : des salariés qui ont démissionné avant le confinement pourront toucher l'assurance chômage, Le Parisien avec AFP, 9 avril 2020, Coronavirus: le chômage partiel concerne désormais 8,7 millions de salariés, BFMTV, Economie et Social, 15 avril 2020, Coronavirus : Plus de 10 millions de salariés au chômage partiel en France, 20 Minutes avec AFP, 22 avril 2020.
- 11 労働省調査・研究・統計推進局 (DARES) 発表資料 (Situation sur le marché du travail durant la crise sanitaire, Au 2 juin 2020) 参照（この資料のウェブサイト最終閲覧日は、2020年6月8日である）。
- 12 経済・財務省及び国民健康保険 (Assurance maladie) のウェブサイト等参照。
Les réponses du Gouvernement aux difficultés rencontrées par les indépendants (dont les micro-entrepreneurs)
La possibilité de bénéficier d'un arrêt de travail indemnisé par l'assurance maladie
<https://www.economie.gouv.fr/covid-mesures-independants#>
Covid-19: des arrêts de travail simplifiés pour les salariés contraints de garder leurs enfants
<https://www.ameli.fr/assure/actualites/covid-19-des-arrets-de-travail-simplifies-pour-les-salaries-contraints-de-garder-leurs-enfants>
- 13 2018年の制度改正によって、個人事業主の社会保障制度は、一般の社会保障制度に一本化され、2020年1月から実施されている。
<https://www.secu-independants.fr/nous-connaitre/actualites/actualites-nationales/transformation-du-rsi/>
一般的な社会保障制度に基づく傷病手当について、以下の国民健康保険制度のウェブサイトでは、個人事業主を職種別に区分して給付内容を概説しており、一般的な個人事業主 (indépendant) については次のページに記載されている。
<https://www.ameli.fr/assure/droits-demarches/etudes-emploi-retraite/vous-occupez-un-emploi-independant/non-salarie/>

artisan-commerçant

病気や出産の保険については、個人事業主が個々に保険料をURSSAF (社会保障および家族手当に関する保険料徴収連盟) に拠出する必要がある。URSSAFのウェブサイトを参照すると、社会保障拠出金を支払うことによって健康、家族、退職の各種給付を受けられるとされている。

<https://www.urssaf.fr/portail/home/independant/mes-cotisations/mes-cotisations-personnelles.html>

- 14 Confinement: trois questions autour de la future indemnisation en chômage partiel pour garde d'enfants, franceinfo, France Télévisions, 18 avril 2020.

https://www.francetvinfo.fr/sante/maladie/coronavirus/confinement-trois-questions-autour-de-la-future-indemnisation-en-chomage-partiel-pour-garde-d-enfants_3922651.html

- 15 URSSAFのウェブサイト

<https://www.urssaf.fr/portail/home/employeur/reduire-ou-cesser-lactivite/lactivite-partielle.html>

労働省ウェブサイト

<https://activitepartielle.emploi.gouv.fr/aparts/>

- 16 経済・財務省 ウェブサイト (Délais de paiement d'échéances sociales et/ou fiscales (URSSAF, impôts directs)) 参照。

<https://www.economie.gouv.fr/covid19-soutien-entreprises/delais-de-paiement-decheances-sociales-et-ou-fiscales-urssaf>

- 17 フランスにおける独立自営業者は、大きく区分して旧来からある独立自営労働者 (travailleurs indépendants) とともに、2009年から導入された個人事業主＝簡易登録事業者 (auto-entrepreneur＝micro-entrepreneur) という主に二つの形態がある。個人事業主は独立自営労働者と異なり収入の上限が設定されており、納税義務の違いもある。独立自営労働者の場合は収入がゼロであっても納税の義務が生じるが、個人事業主は収入がゼロであれば納税義務はない。

国立統計経済研究所ウェブサイト等を参照。

<https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1748>

<https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1500>

- 18 なお、大企業が租税・社会保障料の納付期限の延長を申請した場合には、政府の保証付き融資を受けた場合と同様に、2020年に株主への配当を実施しないことや2020年に自己の株式の購入 (自社株買い) を行わないことを誓約しなければならない (経済・財務省ウェブサイト参照)。

<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/covid-faq-termes-references-dividendes.pdf>

- 19 Vie-publique ウェブサイト (Loi du 25 avril 2020 de finances rectificative pour 2020) 参照。

<https://www.vie-publique.fr/loi/274104-2e-loi-de-finances-rectificative-2020-budget-de-crise-covid-19>

- 20 政府公共サービスサイト参照。

Activité partielle: démarches de l'employeur (chômage partiel ou technique)

Demande d'autorisation, Circonstance de caractère exceptionnel

<https://www.service-public.fr/professionnels-entreprises/vosdroits/F23503>

電子申請のページは以下の通り。

<https://activitepartielle.emploi.gouv.fr/aparts/>

- 21 労働省ウェブサイト (Coronavirus : Questions/réponses pour les entreprises et les salariés) 参照。

<https://travail-emploi.gouv.fr/actualites/l-actualite-du-ministere/article/coronavirus-questions-reponses-pour-les-entreprises-et-les-salaries>

- 22 政府公共サービスサイト参照。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/R3049>

(ウェブサイト最終閲覧日：2020年5月11日)